

平成29年度沖縄県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成29年度沖縄県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	2,188 床
(2) 年 間 患 者 数	1,546,767 人
入 院	713,913
外 来	832,854
病 院	773,538
診 療 所	59,316
(3) 一 日 平 均 患 者 数	
入 院	1,956 人
外 来	3,427
病 院	3,183
診 療 所	244
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
新八重山病院施設整備事業	6,967,045 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 病 院 事 業 収 益			59,524,699 千円
第1項 医 業 収 益			52,131,190
第2項 医 業 外 収 益			7,334,762
第3項 特 別 利 益			58,747
	支	出	
第1款 病 院 事 業 費 用			59,129,739 千円
第1項 医 業 費 用			58,111,078
第2項 医 業 外 費 用			819,427

第3項 特別損失	189,234
第4項 予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,717,571千円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	10,421,632 千円
第1項 企業債	7,254,000
第2項 他会計負担金	1,569,694
第3項 国庫補助金	1,597,938
支 出	
第1款 資本的支出	12,139,203 千円
第1項 建設改良費	9,023,771
第2項 企業債償還金	2,515,427
第3項 他会計借入金償還金	600,003
第4項 無形固定資産	1
第5項 国庫補助返還金	1

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 県立病院及び附属診療所の施設整備、資産購入
- 2 限度額 7,254,000 千円
- 3 起債の方法 証書借入又は証券発行
借入時期は、平成29年度中とする。ただし、事業その他の都合により、起債額の一部又は全部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。
- 4 利率 年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
- 5 償還の方法 据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等等にて償還する。
ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における医業費用、医業外費用及び特別損失相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金、無形固定資産及び国庫補助返還金相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 34,130,756 千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,788,752千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、11,459,248千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
1 取得する資産	器械備品	コンピューター断層撮影装置	1
	器械備品	電子カルテシステム	1

平成29年2月15日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志